

居宅訪問型児童発達支援に関する問題提起



【サマリー】

- 永田町子ども未来会議の成果といえる医療的ケア児支援法の施行や報酬改定により、医療的ケア児を取り巻く環境は改善の兆しを見せています。
- 本日は認定NPO法人フローレンスが現場で実践している居宅訪問型児童発達支援の課題について報告いたします。

【報告要旨】

- 令和3年度の報酬改定で医療的ケア児の区分が創設されました。過去の永田町子ども未来会議では、児童発達支援と放課後等デイサービスを利用している医療的ケア児の数が順調に増加していることが、厚生労働省から報告されています。また2021年9月の医療的ケア児支援法の施行により、通学に関する関心も高まっているように現場では感じています。永田町子ども未来会議メンバーの皆様へ厚く御礼申し上げます。
- 一方で、居宅訪問型児童発達支援は2018年に導入された制度ですが、2020年時点で107人しか利用者がいませんでした。せっかく創設された制度の恩恵が届いていないと感じています。その理由として「報酬単価が見合わない」「利用しにくい」の2つがあるように感じます。

- フローレンスでは過去に現場での実践から課題を訴え、制度を改善してもらうことができました。同様に現在感じている課題を報告いたします。
 - 医療的ケア児区分の適用をお願いします
 - 複数名訪問加算の適用をお願いします
 - 障害児支援利用計画案の作成を任意としてください
 - 入院中の利用を認めてください
 - 通所施設との併用を拡大してください

【医療的ケア児区分の適用をお願いします】

- 児童発達支援では、「子の発達」「子の自立」がうたわれてきました。昨今では「子の居場所」としての側面や「保護者の就労支援（離職の防止）」の側面が注目されています。
- 居宅訪問型児童発達支援も例外ではありません。子の自立の観点からも、保護者の就労支援の観点からも、保護者と分離ができることが望ましいです。
- 医療的ケア児に居宅訪問型児童発達支援を保護者と分離で提供するためには、発達支援ができることに加えて、医療的ケアができることも必要になります。そのためフローレンスでは、①医療的ケアができる看護師に、②発達支援の研修、を行っています。
- これは、例えば保育士が医療的ケアがない子どもを訪問するのと比較するとコストがかかります。現状は事業者が持ち出しでやっています。
- より多くの事業者がより多くの利用者に提供できるように、医療的ケア児区分の適応をお願いします。

【複数名訪問加算の適用をお願いします】

- 「個別訓練や外出・行事活動等」では複数名で訪問が必要な場合もあります。医療的ケアを提供する看護師1名に加え、発達支援研修を受けた看護師や理学療法士、保育士の複数名体制になります。
- 訪問看護のような、複数名訪問加算の適用をお願いします。

【障害児支援利用計画案の作成を任意としてください】

- 日本医師会の報告では、小児領域では障害児相談支援の利用率が28%とされています。
- 東京都では、障害児相談支援事業所が比較的充実している印象がありますが、横浜市や仙台市のような政令指定都市でも、障害児相談支援事業所が不足していて、利用希望者は待ったり、利用できなかつたりします。
- 平成30年の通知に「障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用を必須とする」という記載があり、居宅訪問型児童発達支援を利用するには、計画相談が必須と

なっています。計画相談が普及するまでの一定期間はセルフプランを認めてください。

【入院中の利用を認めてください】

- 医療的ケア児はNICU退院後も、重篤な基礎疾患やそれに起因する合併症のため、頻回に再入院を要することが多いです。
- 在宅で計画的に発達支援を提供していても、入院期間に支援が途切れてしまいます。また入院期間は家族の負担が大きいことも知られています。
- 継続した支援を提供するために、特別支援学校の病院内訪問のように、入院中でも居宅訪問型児童発達支援のオンライン支援を提供できるようにしてください。

【通所施設との併用を拡大してください】

- フローレンスでは2022年3月までに111人の利用者が利用しています。うち35人が通所との併用実績があります。うち30人が通所施設に移行し、居宅訪問型児童発達支援の利用を中止しました。
- 中止したご家庭からは以下のような発言をよく聞きます。
 - 「併用ができる期間がとても短く、現在は放課後等デイサービスだけになりました。放課後に利用するので子どもはとても疲れてしまいます。移行期間に関わらず、訪問の発達支援が組み合わせて利用できると助かります。」
 - 「通所の児童発達支援だけになりとても困りました。週5日間だと子どもが疲れてしまい通所に通えないんです。訪問型の発達支援を継続できれば、週2回は自宅でリラックスした環境で個別の発達支援が受けられます。」
- 併用を継続できるのが子の発達の観点からも保護者の就労（生活）の観点からも、望ましいように思います。通所施設との併用の拡大をお願いします。

以上。